

第1章 計画の基本的事項について

1 計画策定の背景と目的

南丹市(以下、「本市」という。)では、環境基本法第36条に基づき、平成23(2011)年5月に「南丹市環境基本計画」を策定し、平成29(2017)年4月には計画の見直しを行うとともに、温室効果ガスの計画的な排出削減を目指すための計画として、「南丹市環境基本計画(地球温暖化対策実行計画(区域施策編)含む)」(以下、「前計画」という。)を策定しました。

前計画では、目指すべき環境像として、「自然と人が結びあう“いきいき”南丹市」を掲げ、地域が主体となった環境保全活動・地域活性化やエコツーリズム、バイオマスの有効活用などを他市に先駆けて進めてきました。

また、前計画策定後、少子高齢化や人口減少がさらに進行するとともに新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け生活様式の多様化が進むなど、社会情勢は日々変化しています。地球環境に目を向けると、地球温暖化の進行に伴う猛暑日やゲリラ豪雨などの増加、農林水産業の担い手の減少に伴う里地里山の管理不足や生物多様性の喪失、マイクロプラスチックによる海洋環境の汚染など、私たちを取り巻く環境は深刻化していくと予想されます。さらにこれらの環境問題は環境分野にとどまらず、地域経済や住民生活にも波及して深刻な影響を及ぼす可能性があります。

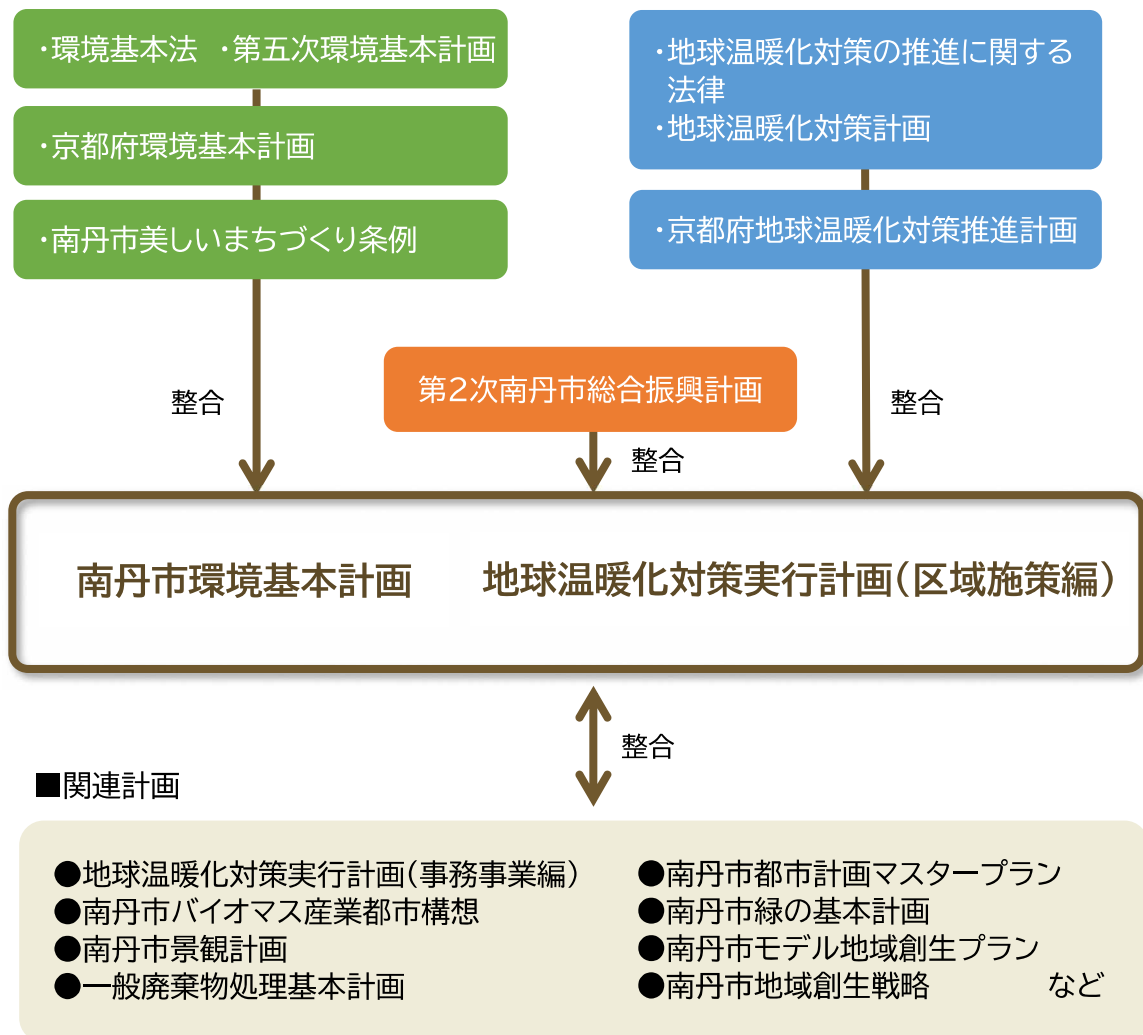
「第2次南丹市環境基本計画」(以下、「本計画」という。)は、こうした状況を踏まえ、本市を取り巻く環境面の課題や社会情勢に対応し、市民や事業者の参画と連携のもと、環境に配慮した取組を進めるために策定するものです。

なお、環境に関する取組と地球温暖化対策に関する取組は共通するものが多く、一体的に取り組むことが重要であることから、「第2次南丹市環境基本計画」と「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を一冊にまとめ、連携を図ることにより、各種施策を効果的かつ効率的に推進するとともに、両計画の一体的な進行管理を行います。

2 計画の位置付け

本計画は、各種法令や国・京都府の環境基本計画・地球温暖化対策計画を踏まえるとともに、「第2次南丹市総合振興計画」を環境面から実現する役割を持っています。

また、本計画は地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)に基づく地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の内容を含んでいます。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和3(2021)年度から令和 12(2030)年度までの 10 年間とします。また、その間の社会情勢の変化に柔軟に対応するため、施策や目標の進捗についての点検を毎年行うとともに、5年を目途にそれらを総括し、必要に応じ計画の見直しを行います。



4 計画の対象

本計画で対象とする環境の範囲は、以下のとおりです。

計画の対象とする地域は、南丹市全域としますが、本市の約8割を占める豊かな山並みや河川を軸とする広域的なつながりなど周辺地域との一体性を考慮し、広域的な観点も対象に含めます。

また、地球環境においては、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を包括することとします。

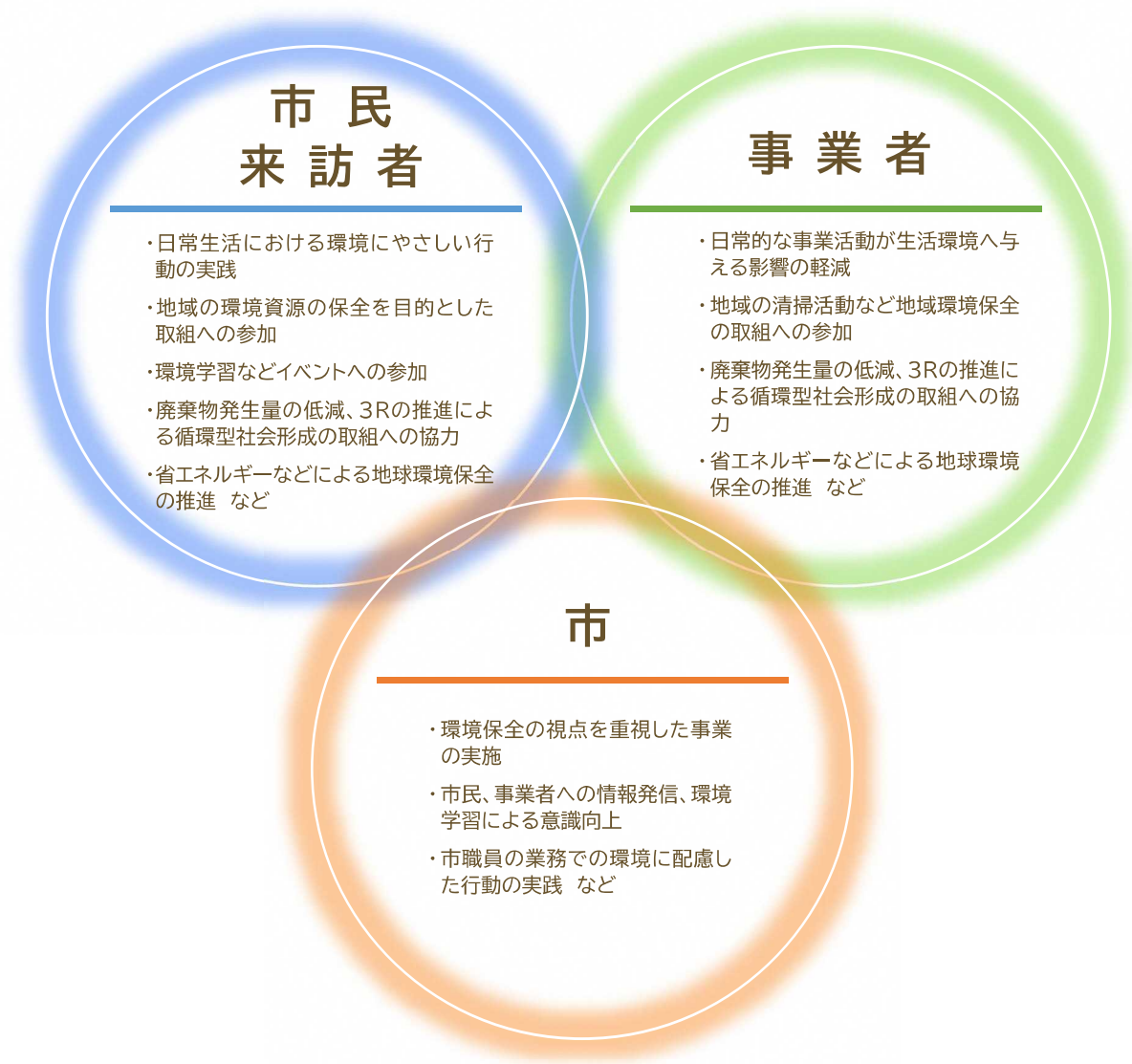
環境分野	具体的な環境
人づくり	環境教育、環境活動、情報発信 など
生活環境	大気、水質、騒音・振動、有害化学物質、環境美化 など
地域環境資源 [※]	森林、農地、河川、生物多様性(動植物)、緑化、歴史・文化、景観 など
資源循環	廃棄物、地産地消 など
地球環境 [※]	地球温暖化対策 など

※地域環境資源: 私たちの暮らしの基盤となる森や川、農地などの自然と、その自然との暮らしの中で形成された独自の歴史・文化の総称。

※地球環境: 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)含む

5 各主体の基本的な役割

本計画における各主体の役割は以下に示すとおりです。



市民 来訪者

- ・日常生活における環境にやさしい行動の実践
- ・地域の環境資源の保全を目的とした取組への参加
- ・環境学習などイベントへの参加
- ・廃棄物発生量の低減、3Rの推進による循環型社会形成の取組への協力
- ・省エネルギーなどによる地球環境保全の推進 など

事業者

- ・日常的な事業活動が生活環境へ与える影響の軽減
- ・地域の清掃活動など地域環境保全の取組への参加
- ・廃棄物発生量の低減、3Rの推進による循環型社会形成の取組への協力
- ・省エネルギーなどによる地球環境保全の推進 など

市

- ・環境保全の視点を重視した事業の実施
- ・市民、事業者への情報発信、環境学習による意識向上
- ・市職員の業務での環境に配慮した行動の実践 など

--- 各主体の定義 ---

- **市民** 本市で日常生活を営む者。
- **来訪者** 通勤、通学、観光、レクリエーションなどで本市を訪れる者。
- **事業者** 農林業、工業、商業などすべての産業について、本市で事業活動を行う者。
- **市** 本市の行政を司る者。南丹市。
本計画による環境保全および健全な環境づくり推進の中心的な役割を担うものとする。

6 計画とSDGsの関連性

SDGs(持続可能な開発目標, Sustainable Development Goals)とは、平成 27 (2015)年9月に国連サミットで採択された、持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットで構成される国際社会共通の目標の事です。

SDGs は、気候変動や生物多様性など環境に関する項目だけでなく、地域経済や生活など環境以外の分野についても幅広く目標が掲げられています。こうした目標の達成に向けて取組を進めることは、現状の私たちの暮らしや環境をより良くするだけでなく、将来を担う子どもたちのために、持続可能なまちづくりを発展させることにもつながります。

本市では、このSDGsの実現を目指す視点を踏まえて施策を推進します。



【SDGs の 17 のゴール】

資料:国連広報センター